

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

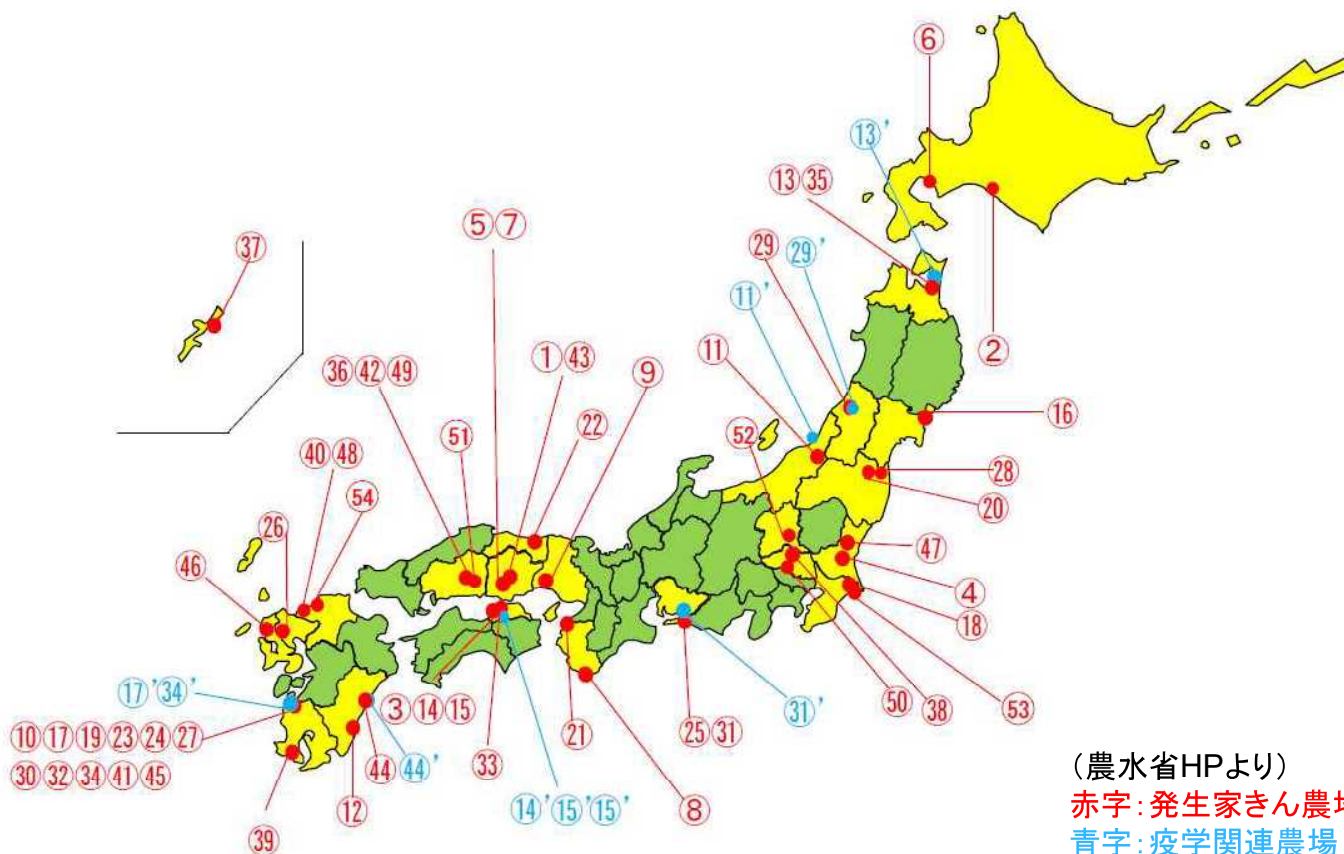
E-mail : asokaho@pref.kumamoto.lg.jp

HP address : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/80/>



国内における高病原性鳥インフルエンザ発生が継続中！

本シーズンの国内においては、例年より早い9月から野鳥で本病ウイルスの保有が確認され、家きん農場においても**これまでで最も早い10月28日に発生が確認されて以降、1月4日現在までにすでに過去最多となる23道県54事例の発生が確認されています。**今シーズンは全国的に環境中の本病ウイルス濃度が非常に高まっている状況であることから、引き続き、家きん農場での発生防止について一層の警戒が必要です。



九州内でも高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しており（鹿児島県12事例、宮崎県2事例、佐賀県1事例、福岡県3事例、長崎県1事例）、予断を許さない状況が続いています。**引き続き飼養衛生管理を徹底し、本病の侵入防止に努めていただくとともに、飼養している家きん等に異状が確認された場合には速やかに家畜保健衛生所へ連絡いただくよう周知をお願いいたします。**

定期報告の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数および飼養衛生管理状況等を都道府県知事に報告する必要があります。調査票は市町村を通じて調査対象の方へ配布しますので、調査対象の皆様は、**令和5年2月1日時点の情報**を記載し、**市町村担当係**へ提出してください。

関係者の皆様におかれましては、調査票の配布・回収等で大変お世話になります。円滑な調査にご協力お願い致します。

※報告が必要な動物

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚(ミニブタ含む)・いのしし・鶏・あひる(アイガモ含む)・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

※小規模農家も飼養頭数等の基本情報の届出をお願いします！

小規模農家とは 牛・水牛・馬：1頭
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭未満
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100羽未満
だちょう：10羽未満を飼養する家畜の所有者のことをいいます

近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況

| 病名 | 型 | 発生地(国) | 畜種 | 発生年月日 |
|----------------------------|------|----------|--------------------|----------------------|
| 高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI) | H5N1 | 韓国 | 肉用アヒル(13件) | 令和4年12月1日～令和4年12月31日 |
| | | | 種アヒル(4件) | 令和4年12月3日～令和4年12月18日 |
| | | | 肉用鶏 | 令和4年12月10日 |
| | | 採卵鶏(13件) | 令和4年12月3日～令和5年1月2日 | |
| | | 地鶏 | 令和4年12月29日 | |
| | | 台湾 | 家きん(17件) | 令和4年11月～令和4年12月 |
| | H5N2 | 台湾 | 家きん(9件) | 令和4年8月～令和4年12月 |
| アフリカ豚熱 | | 韓国 | 豚(5件) | 令和4年9月18日～令和4年11月9日 |
| | | | 野生いのしし(73件) | 令和4年9月～令和4年12月 |

令和5年(2023年)1月4日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/56061.html>

